

令和4年

飯盛靈園組合議会 12月定例会会議録

開会 令和4年12月26日

閉会 同日

飯盛靈園組合

飯盛霊園組合議会定例会（令和4年12月）会議録

○ 令和4年12月26日 飯盛霊園組合事務所2階会議室において開催する。

○ 出席議員次のとおり

1 番 議員	服 部 浩 之	2 番 議員	嶋 田 英 史
3 番 議員	福 本 健 一	4 番 議員	江 端 将 哲
		副 議 長	
5 番 議員	吉 田 涼 子	6 番 議員	大 矢 克 巳
		議 長	
7 番 議員	中 道 建	8 番 議員	亀 井 淳
9 番 議員	今 田 哲 哉	10 番 議員	東 健太郎
11 番 議員	石 垣 直 紀	12 番 議員	中 河 昭

○ 欠席議員次のとおり

なし

○ 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

管理者 東 修平

○ 議案説明のための出席者次のとおり

副管理者 守口市長	西端 勝樹	副管理者 門真市長	宮本 一孝
副管理者 大東市長	東坂 浩一	副管理者 四條畷市副市長	神谷 雅之
事務局長	藤岡 靖幸	次長	砂原 弘佳
総務課長	奥林 学	管理課長	森井 規仁

○ 事務局出席者次のとおり

総務課長補佐	植村 静香	総務課長補佐	中川 誉士
--------	-------	--------	-------

総務課

山岡 姫香

○ 議事日程次のとおり

日程第1		会期について
日程第2	認定第1号	令和3年度飯盛霊園組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第3	認定第2号	令和3年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第4	議案第8号	飯盛霊園組合の休日定める条例案
日程第5	議案第9号	飯盛霊園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
日程第6	議案第10号	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案
日程第7	議案第11号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
日程第8	議案第12号	一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
日程第9	議案第13号	令和4年度飯盛霊園組合一般会計補正予算案（第1号）
日程第10	議案第14号	令和4年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計補正予算案（第1号）
日程第11		一般質問

○ 本日の議会次第記録者次のとおり

総務課長補佐

植村 静香

**○大矢克巳議長** これより令和4年12月定例会を開会いたします。開会に当たりまして、私から一言御挨拶を申し上げます。本日ここに招集されました12月定例会を開会いたしましたところ、議員各位の皆様におかれましては、公私何かと御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

さて、本年最後の定例会でございます。議員各位には当面する諸事件に対処し、適切なる議会の意思を御決定賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

次に、管理者からの御挨拶を受けることといたします。

**○東修平管理者 議長。**

**○大矢克巳議長** 管理者。どうぞ。

**○東修平管理者** 開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。本日ここに組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、年末を控えお忙しい中にもかかわらず全員の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、平素より本組合の事業運営につきまして、適切なる御指導、御助言を賜り、心から感謝申し上げる次第でございます。さて、本定例会では、令和3年度の各会計決算の認定及び条例並びに補正予算などの御審議をお願いすることといたしております。何卒よろしくお願ひを申し上げます。簡単ではございますが開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

**○大矢克巳議長** それでは、これより本日の会議を開きます。時に午後2時1分

本日は全員の御出席でございます。定足数は超えておりますので会議は成立いたします。

この際 本日の会議録署名議員を定めます。5番、吉田涼子議員、12番、中河昭議員の両議員にお願い申し上げます。

日程に先立ち、私から報告を行います。

まず、行政視察の結果について、視察班から議長宛て報告がなされており、かつ、お手元に配布の印刷物のとおり、これらの概略報告をいたしておりますので、これをもって視察結果の報告にかえさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。次に、監査委員より、令和4年7月から11月実施分までの例月出納検査の結果について、文書をもって報告がなされております。報告書につきましては各議員の机上に配布しております。以上で報告を終わります。

それでは、御手元の議事日程のとおり会議を進めさせていただきます。

初めに、日程第1、会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。

これに異議はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○大矢克巳議長** 異議なしと認めます。

それでは、御手元の議事日程のとおり会議を進めさせていただきます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○大矢克巳議長** 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に移ります。日程第2、認定第1号、令和3年度飯盛霊園組合一般会計歳入歳出決算の認定について並びに日程第3、認定第2号、令和3年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○大矢克巳議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは、認定第1号、令和3年度飯盛霊園組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号、令和3年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

まず認定第1号、令和3年度飯盛霊園組合一般会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。一般会計には、組合及び斎場の管理運営に関する経費を計上いたしております。

ここで、別冊の歳入歳出決算書の3ページをお開きください。

歳入合計は、ページ中央の列の収入済額欄1番下の合計欄に記載のとおり3億5,429万2,922円でございます。

次に4ページをお開きください。歳出合計は、支出済額欄1番下の歳出合計欄に記載のとおり3億1,999万7,938円でございます。結果、欄外に記載のとおり歳入歳出差引残額として、3,429万4,984円の黒字となっております。

それでは、次に歳出から主なものにつきまして内容を御説明いたしますので、別冊の決算に関する調書の6ページをお開きください。

1款、議会費は181万3,745円で、これは議員報酬等、議会の運営に要した経費でございます。

続きまして2款、総務費は8,399万7,615円で、これは組合の管理運営に要した経費でございます。そのうち、1項、1目、一般管理費は8,366万8,937円でございます。

次に7ページ下の12節 委託料は733万3,233円で、主なものは庁舎及び周辺施設夜間警備業務委託、サーバー等保守業務委託などでございます。

次に8ページの、2目の公平委員会費10万7,000円、9ページの2項、1目、監査委員費22万1,678円は、各委員の報酬並びに総会等の旅費及び出席者負担金等となっております。

次に、3款、葬斎費は火葬場の管理運営と組合葬儀にかかる経費でございます。

1項、1目、斎場運営費は1億7,332万9,848円となっており、うち10節、需用費は3,457万8,853円で、主なものとして燃料費2,303万2,900円は、火葬にかかる灯油の購入費となっており、新型コロナウイルス感染症等の影響による火葬件数の増加や、灯油価格高騰のため昨年度より増額しております。

次に10ページをお開きください。

12節、委託料は8,254万3,370円で、その主なものは、火葬等業務委託6,098万5,650円、崖面劣化調査及び補修工事設計業務委託1,045万円、待合棟清掃等業務委託756万3,600円でございます。

次に14節、工事請負費は5,449万2,900円で、主なものは、火葬炉設備補修工事3,586万円、崖面落石防護網撤去工事1,664万3,000円などでございます。

次に11ページをご覧ください。5款、公債費6,085万6,730円は、現斎場に建て替えた際の霊園事業特別会計からの借入金に対する元利償還金で、そのうち元金が6,025万8,805円、利子が59万7,925円となっております。なお、償還終了年度につきましては、令和5年度末で完了する予定となっております。

以上が歳出でございます。

次に歳入について御説明いたしますので、3ページにお戻りください。

1款、分担金及び負担金は6,100万円で、これは、関係市からの分担金となっており各市負担割

合の算定につきましては、均等割りが10パーセント、人口割りが90パーセントの割合で算出しております。

次に2款、1項、1目、斎場使用料は2億5,663万780円で、そのうち火葬炉使用料は2億5,224万7,000円でございます。これは、昨年度の6,283件分の火葬炉の使用料となっており、昨年度の新型コロナウイルスの影響により対前年度で396件の増となり、そのうち関係市外からの受入れが92件増加したことで、昨年度よりも増額となっております。

次に4ページをお開きください。

5款の繰越金3,541万7,427円は、前年度からの繰越しでございます。

次に5ページをご覧ください。

6款、2項、1目、雑入124万4,715円のうち主なものは、斎場待合棟に設置分の広告パンフレット設置料108万9,000円でございます。

以上が歳入の主なものでございます。

次に、13ページをお開きください。

実質収支に関する調書の区分3、歳入歳出差引額は、3,429万5,000円の黒字となっており、翌年度に繰り越すべき財源がないため実質収支額も同額の黒字となっております。

次に14ページをお開きください。

財産に関する調書の上段1の公有財産及び中段2の物品につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

3の基金につきましては、決算年度中に斎場整備基金について、1,000万円の積立てを行いましたので、決算年度末現在高は4,265万7,000円となっております。

なお、一般会計の歳入歳出の詳細につきましては、別冊の主要な施策の成果に、記載しておりますので、後ほど御確認いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは続きまして、認定第2号、令和3年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

特別会計には、霊園事業の管理運営に関する経費を計上いたしております。

ここで、別冊の歳入歳出決算書の7ページをお開きください。

歳入合計は、収入済額欄1番下に記載のとおり6億8,994万1,491円でございます。

次に8ページをお開きください。

歳出合計は、支出済額欄の1番下の合計欄に記載のとおり5億9,108万5,002円となり、翌年度に繰越すべき財源である470万8,000円を差し引いた再差引額は9,414万8,489円と黒字となっております。

ここで、歳出から主なものにつきまして、費目順に御説明をします。再度、別冊、決算に関する調書の23ページをお開きください。

1款、1項、1目、一般管理費は4億1,983万9,939円で1節の報酬から4節の共済費は、職員の人件費でございます。

次に24ページをお開きください。

12節、委託料5,402万9,060円のうち、主なものとしたしましては、霊園管理システム及び合葬管理システム再構築業務委託3,804万6,800円や、植栽台帳作成業務委託500万円、虹の丘刻字業務委託484万8,000円、盆、彼岸等園内交通誘導警備業務委託475万8,600円等でございます。

次に13節、使用料及び賃借料1,074万9,313円ですが、主なものとしたしましては、日曜、祝日、盆、彼岸等の期間に運行しております臨時バスの借上料でございます。

次に25 ページ、22 節、償還金、利子及び割引料2,721 万2 円は、還付金を必要とする109 件分の墓所返還還付金及び4 件分の虹の丘使用許可取消還付金でございます。

次に24 節、積立金2 億5,360 万円は、基金条例で定めております長期分納維持費として収納した金額及び一般会計から償還された貸付金収入等を霊園整備基金に積み立てたものでございます。

次に2 款、1 項、1 目の運営費は、1 億5,154 万4,063 円で、12 節、委託料は5,849 万6,897 円となっており、そのうちの主なものは、園内施設清掃等業務委託4,580 万4,000 円、斜面等健全度診断業務委託429 万円などとなっております。

次に26 ページをお開きください。

14 節、工事請負費は8,306 万5,718 円で、主なものといたしまして、工事請負費では、有害鳥獣対策としてのイノシシ柵設置工事1,097 万8,000 円、供花仮置き場増設工事111 万9,800 円などで、補修工事請負費では、巻石、石碑等撤去工事305 件分の3,284 万3,700 円、虹の丘の法面土留補修工事1,623 万6,000 円などがございます。

次に27 ページをお開きください。

2 款、2 項、1 目の建設費12 節、委託料は1,970 万1,000 円で、そのうちの主なものといたしましては、飯盛霊園長期基本計画策定支援業務委託1,717 万1,000 円、墓所整備実施設計業務委託253 万円でございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので19 ページにお戻りください。

1 款、1 項の使用料は3 億4,934 万1,460 円で、その主なものは、1 目、1 節、霊地使用料1 億9,612 万4,810 円でございます。

こちらは、令和3 年度に墓所使用許可を行った75 件分の永代使用料7,224 万7,400 円及び1,580 件分の虹の丘使用料1 億2,084 万430 円等でございます。

これにつきましては、従来からの墓所の使用が年々減少傾向にありますが、合葬墓虹の丘の利用者が増加しており昨年度よりも歳入が増額してございます。

次に2 節、霊園維持費は1 億5,321 万6,650 円で、その内訳は、20 年分を前納する長期分納維持費1 億519 万6,000 円と、3 年分を前納する短期分納維持費4,667 万450 円などがございます。

次に2 項、1 目、霊園手数料268 万1,390 円は、墓所の承継等に伴う許可書の交付手数料等でございます。

次に20 ページをお開きください。

2 款、1 項、1 目の利子及び配当金2,954 万9,463 円は、霊園整備基金の運用利子でございます。

次に、21 ページの4 款、1 項、1 目の繰入金1 億6,640 万4,000 円は、前年度からの繰入額でございます。

次に5 款、1 項、1 目の、繰越金7,134 万864 円は、前年度からの繰越額でございます。

次に、22 ページをお開きください。

6 款、2 項、1 目の一般会計貸付金元利収入6,085 万6,730 円は、一般会計に貸付を行った貸付金の元利収入でございます。

次に、3 項、1 目、雑入972 万7,584 円のうち主なものは、交付税配分金840 万6,000 円などでございます。

以上が歳入となります。

次に、29 ページをお開きください。

実質収支に関する調書の区分3、歳入歳出差引額は9,885 万6,000 円の黒字となっており、翌年

度繰越財源が470万8,000円となっているため、実質収支額は9,414万8,000円の黒字となっております。

次に30ページをお開きください。

財産に関する調書の1公有財産、2物品につきましては決算年度中の増減はございませんでした。

次に31ページ、3の債権は、霊園事業特別会計から一般会計への貸付金で、決算年度末現在高は1億2,116万8,398円となっております。

4の基金は霊園整備基金で、決算年度末現在高の合計額は42億7,583万3,052円となっております。

なお、霊園事業特別会計の歳入歳出の詳細につきましては、別冊の主要な施策の成果に記載しておりますので、後ほど御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、認定第1号、令和3年度飯盛霊園組一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号、令和3年度飯盛霊園組霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についての内容説明とさせていただきます。

よろしく御審議のうえ、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○大矢克巳議長 それでは、これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大矢克巳議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大矢克巳議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより認定第1号並びに認定第2号を採決いたします。本件はこれを認定することに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。よって本件はこれを認定することに決しました。

次に移ります。

日程第4、議案第8号、飯盛霊園組合の休日を定める条例案を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○大矢克巳議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは、5ページの議案第8号、飯盛霊園組合の休日を定める条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本制定につきましては、これまで飯盛霊園組合において職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の中で、日曜日と土曜日を週休日とし、また国民の祝日や年末年始等は休日とするとしてございましたが、後ほど御説明いたしますが、一般職の職員の退職手当に関する条例を改正するに当たりまして、文言を整理する必要があることから、新たに飯盛霊園組合の休日を定める条例として定めるものでございます。

6ページをご覧ください。

第1条に趣旨を、第2条は組合の休日を、第3条には期限の特例を定めるものでございます。

なお、附則としましては、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第8号、飯盛霊園組合の休日を定める条例案の内容説明とさせていただきます。



よろしく御審議のうえ御可決賜りますようお願い申し上げます。

○大矢克巳議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。

日程第5、議案第9号、飯盛霊園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○大矢克巳議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは、7ページの議案第9号、飯盛霊園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本改正につきましては、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立の支援のために講じる措置のうち未施行の措置として残っておりました育児休業の取得回数の緩和について所要の改正を行うものでございます。

それでは8ページをご覧ください。

非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和では、非常勤職員の育児休業要件のうち、子が1歳6か月に達する日までに、その任期が満了すること及び引き続いて採用されないことが明らかでないとの要件については、第2条第5号の次のいずれかに該当する非常勤職員を、非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するものに改めるとともに、以下、非常勤職員の育児休業要件を緩和するための所要の改正を行います。

次に、10ページ、11ページをご覧ください。

非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化については、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月に到達日、同じく2歳に達する日とする要件について、夫婦交替での取得等を可能とするため、第2条の3第3号及び12ページ、第2条の4第1号、13ページ、同第4号の規定を整備いたします。

次に14ページ、15ページをご覧ください。

第3条の条例で定める特別の事情がある場合の、柔軟な取得を可能とするための規定を整備いたします。

次に16ページの第5条の2、育児休暇中の期末手当の支給につきましては、勤務した期間に、管理者が別に定めるこれに相当する期間を含む要件を追加いたします。

次に第9条の部分休業をすることができない職員について、次のいずれにも該当するを、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して管理者が別に定めるに改め、第9条第4号のア、イの要件を削除いたします。

次に17ページの第13条では、妊娠又は出産等について申出があつた場合、育児休業に関する制

度について知らせるとともに、意向の確認をするための面談等、所要の措置を講じます。

次に第14条では、勤務環境の整備として、育児休業の承認が円滑に行われるようにするため、職員に対する育児休業に係る研修の実施等、所要の措置を講じます。

次に18ページをご覧ください。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第9号、飯盛霊園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の内容説明とさせていただきます。

よろしく御審議のうえ御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

**○大矢克巳議長** それでは、これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○大矢克巳議長** 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○大矢克巳議長** 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○大矢克巳議長** 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。

日程第6、議案第10号、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

**○藤岡靖幸事務局長** 議長。

**○大矢克巳議長** 事務局長。

**○藤岡靖幸事務局長** それでは、19ページの議案第10号、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本改正につきましては、国家公務員において能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要であることから、定年が段階的に引き上げられると共に、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業、生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢及び定年前再任用短時間勤務職員の制度が設けられたところでございます。一方、地方公務員におきましても国家公務員と同様の措置を講じるため地方公務員法の一部が改正されました。本条例案はこれを受けまして、所要の改正等を行うものでございます。

それでは条例の主な内容につきまして順次、御説明申し上げますので、20ページをご覧ください。

まず第1条は、職員の定年等に関する条例において職員の定年年齢を65歳へ引上げ、管理監督職勤務上限年齢制の新設、定年前再任用短時間勤務制の新設、定年の段階的引上げに関する経過措置、職員が60歳に達する年度における情報提供、意思確認制度を規定するものでございます。

次に21ページをご覧ください。

第3条中、定年年齢60年を65年に改めます。

次に23ページをご覧ください。

第3章では、新たに導入する管理監督職勤務上限年齢制について定めており、第6条では、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を、第7条では、管理監督職勤務上限年齢を年齢60

年と定めます。

次に 24 ページをご覧ください。

第 8 条では、年齢 60 年に達した管理監督職の職員を非管理監督職として降任するに当たり守るべき基準を定めます。

次に 25 ページをご覧ください。

第 9 条では、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例について、定めております。

次に 28 ページをご覧ください。

第 10 条では、第 9 条の特例により異動期間を延長する場合の職員の同意を得ることを、第 11 条では、第 9 条の特例により異動期間の延長事由が消滅した場合の措置を定めます。

次に第 4 章では、新たに導入いたします定年前再任用短時間勤務制について定めており、第 12 条では、年齢 60 年に達した以後、定年前に退職した者を短時間勤務の職に採用することができること及び定年前再任用短時間勤務職員の任期について定めます。

次に 29 ページをご覧ください。

第 5 章の雑則では、第 14 条で規則への委任規定を置くことを定めます。

次に 30 ページをご覧ください。

附則といたしまして、第 3 項で定年に関する経過措置を、第 4 項で情報の提供及び勤務の意思の確認を定めます。

次に 31 ページをご覧ください。

第 2 条では、飯盛霊園組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正で、60 歳を超えた職員の役職定年による降任に伴う降格についての規定を定めるものでございます。

次に 33 ページをご覧ください。

附則としまして、第 1 項で経過措置を、第 2 項及び 3 項で降級に関する経過措置を定めております。

次に第 3 条では、飯盛霊園組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正で、減給の要件について定めてございます。

34 ページをご覧ください。

第 3 条第 2 項の給料を、その発令の日に受ける給料に改め、減ずる額が現に受ける給料及び地域手当の合計額の 10 分の 1 を超えるときは当該額を減ずるものとします。

次に第 4 条では、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、定年前再任用短時間制度の新設に伴う規定整備や、職員が 60 歳に達した日以後における最初の 4 月 1 日以後の給与に関する措置など所要の改正を行うものでございます。

項目としましては、第 7 条で初任給、昇級、昇格等について、36 ページの第 14 条で通勤手当を、37 ページ、38 ページの第 16 条で超過勤務手当を、39 ページの第 20 条で期末手当を、40 ページの第 21 条で勤勉手当を、41 ページの第 22 条の 2 で定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外を、それぞれ文言の整理等行い定めます。

次に附則といたしまして、22 項から 44 ページの 28 項まで追加し、別表第 1 について再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改め、基準給料月額を追加いたします。

次に 45 ページをご覧ください。

第 5 条では、一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正で、60 歳に達した日以後に退職したものの退職手当の基本額においては、当分の間、退職事由を定年退職として算定することなど所

要の改正を行うものでございます。

関連項目としまして、第2条、退職手当の支給、46ページ、第5条、整理退職等の場合の退職手当の基本額、47ページ、第5条の3、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例、第7条の4、退職手当の調整額、48ページ、第14条、退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限、49ページ、第15条、退職をした者の退職手当の返納、50ページ、第17条、退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付となっております。

54ページをご覧ください。

附則としまして、第2項を改正するとともに、第5項から57ページの11項を追加とします。

次に第6条以降、第11条までの改正につきましては、地方公務員法の再任用制度の廃止に伴い、関係条例において文言整備等の所要の改正を行うものでございますので、条文のみの御説明とさせていただきます。

まず57ページ、第6条では、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正を、次に59ページ第7条では、飯盛霊園組合職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正を、次に60ページの第8条では、飯盛霊園組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正を、次に62ページの第9条では、飯盛霊園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を、次に63ページの第10条では、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を、次に64ページの第11条では、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正を行うものでございます。

次に65ページの第12条では、地方公務員法の改正により、再任用制度が廃止されることから、飯盛霊園組合職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

最後に65ページからの附則でございますが、第1項は施行期日を、第2項から66ページの第4項までは定年に達した職員の勤務延長に関する経過措置を、次に第5項から68ページの第18項までは定年退職者等の暫定再任用に関する経過措置を、第19項から69ページの第25項まで及び70ページの第27項は、地方公務員法改正に係る必要事項を、戻りまして69ページの第26項は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置を、次に70ページの第28項から71ページの第38項までは、関係条例における経過措置を定めるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第10号、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案の内容説明とさせていただきます。

よろしく御審議のうえ御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

**○大矢克巳議長** これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○大矢克巳議長** 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○大矢克巳議長** 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○大矢克巳議長** 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。

日程第7、議案第11号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する等の条例案を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○大矢克巳議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは、73 ページの議案第 11 号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本改正につきましては、本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ所要の改正を行うほか、規定の整備を行うものでございます。

本年の給与勧告では、民間給与との較差を埋めるため、若年層に重点を置いた月例給の平均改定率 0.3 パーセントの引上げ及びボーナスの年間支給率 0.10 月を引上げ、勤勉手当に配分することが給与改定の内容となっております。国家公務員の給与改定に準じ、行政職等給料表等の改定及び本年度のボーナスについて、12 月期の勤勉手当に配分することで引上げを行うものでございます。

それでは 74 ページをご覧ください。

それでは、第 1 条、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

第 21 条第 2 項第 1 号中、再任用職員以外の職員に対して支給する勤勉手当の支給率 100 分の 95 を国に準じ 100 分の 10 引上げ、100 分の 105 に改めます。

次に、同項第 2 号中、再任用職員に対して支給する勤勉手当の支給率 100 分の 45 を、国に準じ 100 分の 5 引上げ、100 分の 50 に改めます。

次に、75 ページから 80 ページまでに記載の別表第 1、行政職等給料表は、初任給など若年層に重点を置き、改定が引き上げられた国の行政職俸給表（一）に準じ改めます。

次に、80 ページの第 2 条、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

これは、給与改定に準じた所要の改正といたしまして、令和 4 年度 12 月期の勤勉手当に配分することで引上げを行った引き上げ分を、令和 5 年度は 6 月期、12 月期で均等に配分するため所要の改正を行うものでございます。

81 ページをご覧ください。

第 21 条第 2 項第 1 号中、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に対して支給する勤勉手当の支給率 100 分の 105 を 100 分の 100 に改め、同項第 2 号中、定年前再任用短時間勤務職員に対して支給する勤勉手当の支給率 100 分の 50 を 100 分の 47.5 に改めます。

最後に附則でございますが、附則第 1 項で、第 1 条の規定について改正した、この条例の施行期日を公布の日から施行することとし、第 2 条の規定については、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

附則第 2 項は、第 1 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例、別表第 1 の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用し、附則第 3 項は、第 1 条改正後の一般職の給与条例第 21 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の勤勉手当の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用するものでございます。

附則第 4 項は、給与等の内払に関する規定を設けております。

82ページをご覧ください。

附則第5項は、飯盛霊園組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定により令和4年4月1日以降の分として支給する給与について準用します。

附則第6項は、勤勉手当の内払に関する規定を、附則第7項は、委任事項を定めています。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第11号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明とさせていただきます。

よろしく御審議のうえ御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○大矢克巳議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。

日程第8、議案第12号、一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○大矢克巳議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは、83ページの議案第12号、一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本改正につきましては、非常勤職員の国家公務員退職手当法の適用要件が令和4年10月1日から緩和されることに伴い、本組合非常勤職員においても国家公務員と同様の措置を講じたく所要の改正を行うものでございます。

84ページをご覧ください。

第2条第3項で、非常勤職員に対する退職手当に関する条例規定の適用に当たりましては、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上とされていますが、1月間の要勤務日数が20日に満たない場合もあることから、条文中18日の後に、1か月間の日数が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数を追加する旨規定し、適用要件を緩和するものでございます。

85ページをご覧ください。

最後に、附則といたしまして、第1項では施行期日を公布の日から施行するものとし、第2項は経過措置定めるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第12号、一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明とさせていただきます。

よろしく御審議のうえ御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○大矢克巳議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。

日程第9、議案第13号、令和4年度飯盛霊園組合一般会計補正予算案(第1号)を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○大矢克巳議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは87ページをご覧ください。

議案第13号、令和4年度飯盛霊園組合一般会計補正予算第1号について御説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ224万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,176万9,000円と定めようとするものでございます。

補正の内容につきまして、歳出にて御説明いたしますので91ページをご覧ください。

歳出につきまして、3款 1項 1目 斎場運営費のうち10節 需用費におきまして、電気代の高騰等により電気使用料に不足が生じる見込みですので、400万円増額しようとするものでございます。

次に12節 委託料におきまして、現在行っております斎場建替計画策定業務委託の落札減の624万8,000円を減額しようとするものでございます。

次に歳入を御説明いたしますので90ページをご覧ください。

歳入につきましては、2款、1項、1目、斎場使用料におきまして、今年度4月に奈良市斎場が新しく稼働したことにより関係市外市民の利用者が減少し、そのため火葬炉使用料の歳入が減額していることから、2,060万3,000円を減額しようとするものでございます。

次に3款、1項、1目、物品売払収入につきまして、有価物売払収入が当初見込みよりも多かつたため426万1,000円増額しようとするものでございます。

最後に6款、1項、1目、繰越金におきまして、歳出との調整を図るため1,409万4,000円を増額しようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第13号、令和4年度飯盛霊園組合一般会計補正予算第1号についての内容説明とさせていただきます。

よろしく御審議のうえ御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○大矢克巳議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第 13 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。

日程第 10、議案第 14 号、令和 4 年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計補正予算案（第 1 号）を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○大矢克巳議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは、93 ページ議案第 14 号、令和 4 年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計補正予算第 1 号について御説明申し上げます。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 983 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 8,270 万 9,000 円と定めようとするものでございます。

補正の内容につきましては、御説明いたしますので 97 ページをご覧ください。

まず歳出につきまして、1 款、1 項、1 目、一般管理費のうち、10 節、需用費におきまして、電気代の高騰等により電気使用料に不足が生じる見込みですので 650 万円増額しようとするものでございます。

次に 12 節、委託料におきまして、来年度から墓所利用者の維持管理費等の支払いにおける利便性向上を図るため、霊園管理システム及び合葬墓管理システムのシステム改修を行うことから 846 万 8,000 円を増額しようとするものでございます。

次に虹の丘記名刻字業務委託につきましては、合葬墓虹の丘の利用者が増加していることに伴い記名刻字される方も増加しており、当初見込みよりも多くなったことから 451 万 1,000 円を増額しようとするものでございます。

次に 22 節、償還金利子及び割引料につきましては、墓所返還が昨年度で一定落ち着きましたことに伴い還付金の支払いが当初見込みよりも減額したため、2,100 万円を減額しようとするものでございます。

次に 2 款、1 項、1 目、運営費、14 節の工事請負費につきまして、昨年度の年度末に墓所返還が急増したことに伴い、その撤去工事が当初の見込みよりも増加したため 1,135 万 2,000 円を増額しようとするものでございます。

次に 96 ページの歳入をご覧ください。

1 款、1 項、1 目、霊園使用料におきまして、合葬墓虹の丘の申込みが当初見込みよりも多くなっていることから、虹の丘使用料について 983 万 1,000 円を増額しようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 14 号令和 4 年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計補正予算第 1 号についての内容説明とさせていただきます。

よろしく御審議のうえ御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○大矢克巳議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)



○大矢克巳議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第 14 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大矢克巳議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に一般質問でございますが、通告がありませんでしたのでこれを受けないことといたします。

以上を持ちまして、本定例会に付議した事件はすべて議了いたしました。

それでは、閉会に際し、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○東修平管理者 議長。

○大矢克巳議長 管理者、どうぞ。

○東修平管理者 閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集申し上げ、諸議案の御審議をお願い申し上げましたところ、いずれも原案のとおり御認定、御可決を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、いよいよ年の瀬も押し迫り寒さが厳しくなってきましたが、議員各位におかれましては、くれぐれも御自愛なされまして良き新年をお迎えになられますことを心よりお祈り申し上げます。

終わりに、今後とも御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○大矢克巳議長 続きまして、私からも御挨拶を申し上げます。

本定例会におきまして、終始、慎重なる御審議の結果、ここに適切なる議会の意思決定をされたことに対し心から敬意と感謝の意を申し上げる次第でございます。

さて、今年も余すところ、あと僅かとなりました。皆様におかれましては、一層、御自愛を賜り幸多き新年を迎えてくださいます心よりお祈り申し上げまして誠に簡単ではございますが閉会の御挨拶とさせていただきます。

それでは、本定例会はこれをもって閉会いたします。どうもありがとうございます。御苦労さまでございました。時に午後 2 時 44 分